

(議院運営委員会)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一四号) (衆議

院提出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の歳費の月額について、令和三年十月三十一日までの間、引き続き歳費月額に百分の八十を乗じて得た額としている現行の削減措置を継続すること。
- 二、この法律は、令和三年五月一日から施行すること。